

平成23年度11月補正予算案について

1 概要

11月補正予算は、災害対策や地域医療再生などのほか、早急に対応を要するものについて措置し、総額**28億円**を計上することとした。

(1) 主な補正項目

() 書きは基金積立額で内数

[] 書きは債務負担行為で外数

- 災害対策 479百万円
 - ・災害関連公共事業、維持修繕費 365百万円
 - ・公共事業事前調査設計費 114百万円

- 地域医療再生 2,250百万円
 - ・医療従事者の育成確保等の地域医療提供体制を拡充するため、国交付金による地域医療再生基金の積増し (2,250百万円)

- 隠岐ジオパークの世界認定への支援 41百万円
 - ・隠岐ジオパークの世界認定に向けた施設整備や地元協議会による受入体制の整備に要する経費の助成 [24百万円]

- 緊急雇用創出 [212百万円]
 - ・今後の雇用情勢の変動に備え、中小企業が雇用した新規学卒者等を対象に実施する研修に係る経費を既存基金により助成

- 農林水産業における新規学卒者等支援 制度延長
 - ・農林水産業の事業者が雇用した新規学卒者等を対象に実施する研修に係る経費を既存の外部団体基金により助成

- 県営住宅家賃の算定誤りによる返還 4百万円
 - ・県営住宅家賃の算定誤りにより過大徴収となった家賃等の一部について返還

(2) 繰越明許費の設定

- 公共事業に係る平成23年度から平成24年度への繰越限度額の設定 11,413百万円

(3) 債務負担行為の設定

○公の施設の指定管理料などに係る債務負担行為の追加設定

2, 562百万円

[主な項目]

| | |
|-------------------|----------|
| ・花ふれあい公園の指定管理料 | 406百万円 |
| ・緊急雇用創出事業 | 212百万円 |
| ・隠岐ジオパークの世界認定支援事業 | 24百万円 |
| ・道路、空港の維持管理業務 | 1,920百万円 |

※ 債務負担行為とは、地方公共団体が翌年度以降に債務を負担する行為について、その行為をすることのできる事項、期間及び限度額を予算の内容として定めておくもの

2 平成23年度一般会計歳入歳出予算

| | | |
|-----------------|----------|-------------|
| 9月補正後予算額 | ① | 5,414億円 |
| 11月補正予算額 | ② | 28億円 |
| 11月補正後予算額 | ①+② | 5,442億円 |

*対前年度同期比 96.8%

【参考】平成22年度11月補正後予算額 5,624億円

3 財源

| | |
|------------|------|
| (1) 国庫補助金等 | 24億円 |
| (2) 県債 | 2億円 |
| (3) 繰越金 | 2億円 |
| 合 計 | 28億円 |